

国土交通省 近畿地方整備局

資料配布

配布日時

平成13年6月7日

件名

紀の川河川整備計画の策定に向けて
6月7日 紀の川流域委員会設立会
及び第1回委員会開催
～審議骨子の配布～

概要

「紀の川流域委員会」の「設立会」及び「第1回委員会」が、和歌山市内において開催され、委員全員（23名）出席の元、規約や委員会の情報公開方法及び運営細則について審議し、承認されました。

取り扱い

配

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ
和歌山県政記者クラブ
和歌山県地方新聞記者クラブ
和歌山県政放送記者クラブ
奈良県政記者クラブ
五條市政記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、近畿地方整備局記者クラブ清水(06-6942-1141内線2811)に問い合わせ願います。

問い合わせ先

紀の川流域委員会 庶務
(国土交通省 近畿地方整備局和歌山工事事務所 調査第一課)

わさきへい
和佐喜平

電話：073-424-2471 (内線351)

紀の川河川整備計画の策定に向けて 紀の川流域委員会の設立趣旨

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くことを目的に、各水系において、「流域委員会」の設置を予定しています。

紀の川では、この流域委員会設置に先立ち「紀の川流域委員会準備会議」（議長：中川博次 立命館大学教授）を設置し、本年3月、準備会議から「紀の川流域委員会のあり方について」の答申を頂きました。

今回、近畿地方整備局では、この準備会議からの答申を受け、「紀の川流域委員会」を設置し、「紀の川河川整備計画（案）（直轄管理区間）」や関係住民の意見の聴取方法について意見等を頂くものです。

平成13年6月7日

紀の川流域委員会設立会 議事骨子

委員長 中川 博次

1. 河川管理者より以下の説明があった。

○委員の紹介

○紀の川流域委員会について

－紀の川流域委員会の設立趣旨について

－新しい河川整備の計画制度について

－紀の川流域委員会準備会議からの答申について

－紀の川流域委員会の審議対象範囲について

2. 紀の川流域委員会規約について審議を行った結果、別紙一の規約が承認された。

審議において、委員会規約に対する意見要望書が提出された。

主な提案は以下のとおり。

・審議のインターネット中継の提案

・委員2名以上の提案による委員会開催要望

・一般傍聴者からの意見の聴取について

同提案については、情報公開方法や運営に対する意見のため、第1回委員会において審議することとした。

以上

紀の川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は「紀の川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。

(目的及び役割)

第2条 委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画(直轄管理区間)の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(組織及び運営方針)

第3条 委員会の運営に関する細則については委員会で定める。

2. 委員会委員は、別表一に示すとおりとする。また、任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
4. 委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付する。
5. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
6. 委員会は、専門的な事項を審議する必要が生じた場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
7. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
8. 委員会は、部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。なお、部会委員については、委員会の選定に基づき整備局長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行う。
4. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(情報公開)

第5条 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

1. 会議資料（案）の作成
2. 議事録（案）の作成
3. 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
4. その他

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。この際、準備会議の答申等を参考にする。

付則

(施行期間)

この規約は、平成13年6月7日から施行する。

別表-1

紀の川流域委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所属等	備考
1	あんどう せいいち 安藤 精一	人文(歴史・文化)	和歌山大学 名誉教授	
2	いけぶち しゅういち 池淵 周一	治水・利水(水資源、水文循環工学、渇水災害、水文学)	京都大学防災研究所 教授 附属水資源研究センター長	
3	いまなか よしはる 今中 佳春	地域の特性に詳しい委員	元高校教諭	
4	いわはし けん 岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士	紀の川流域委員会 準備会議 委員
5	いわはた まさゆき 岩畠 正行	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA 会員	
6	うえもと ひろやす 上本 博康	利水(水道原水)	和歌山市水道局水質試験室長	
7	うめだ えいこ 梅田 惠以子	その他(随筆家)		
8	えがしら しんじ 江頭 進治	治水(砂防・土石流、河床変動)	立命館大学理工学部 教授	
9	えぐさ のぶゆき 江種 伸之	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授	
10	おおたに せいいち 大谷 誠一	地域の特性に詳しい委員	21世紀のまちづくり懇談会(五條市長委嘱) J C五條青年会議所 所属	
11	おがわ かずこ 小川 和子	地域の特性に詳しい委員	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表	
12	おだ あきら 小田 章	人文(経済)	和歌山大学経済学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 委員
13	かんき きよこ 神吉 紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学システム工学部 助教授	
14	たまい すみお 玉井 済夫	環境(哺乳類・爬虫類・両生類)	元和歌山県立熊野高等学校長	
15	とき よりさぶろう 土岐 賴三郎	環境(鳥類)	(財)日本野鳥の会和歌山県支部長	
16	なかがわ ひろじ 中川 博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 議長
17	はまなか ひでじ 濱中 秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長職務代理	
18	ふるた あきら 古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長	
19	まき いわお 牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部教授	
20	まとば いさお 的場 繢	環境(陸上昆虫類)	和歌山県立自然博物館学芸員	
21	みつの とおる 三野 啓	利水(農業)	京都大学 教授	
22	やぶ しのぶ 養父 志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 委員
23	ゆざき まりこ 湯崎 真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長	

* 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

平成13年6月7日

第1回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 委員長の選出を行い、紀の川流域委員会委員の互選により次のとおり決定した。

委員長 中川博次 立命館大学理工学部教授 (治水・環境)

2. 紀の川流域委員会の情報公開については、審議の結果、別紙-1のとおりとなった。

審議において、特に次の意見が出された。

－会議をインターネットで中継することが提案された。

これについては、今後、予算等も含め前向きに検討する。

3. 紀の川流域委員会の運営細則については、審議の結果、別紙-2のとおりとなった。

審議において、特に次の意見が出された。

－2名以上から委員会開催の要望があった場合は開催するようにして欲しい。

これに対しては現地調査も含め原則月1回の開催を目標とし、少數委員からの問題提起であっても十分議論を行うことで、対応する。

－審議の終了後には傍聴者の意見を聞くこととする。運営細則第5条2項として追加する。

－和歌山市、橋本市、五條市等において委員会を開催することを要望。紀の川流域内で場所を変えて開催するなど十分配慮して欲しい。

これについては、委員会の意見等を踏まえながら配慮していく。

4. 紀の川流域委員会の今後の進め方については、当面、紀の川流域の現状について情報の共有化を図ることとした。

5. 「第17回水郷水都全国会議イン紀の国大会」への講演又は報告の要請については中川博次委員が出席することとなった。

6. 次回委員会の開催については早急に各委員へ日程確認の案内を送付し、日時を確定することとする。7月2日の週及び9日の週を基本とする。場所は庶務に一任する。

以上

紀の川流域委員会の規約第5条に基づく情報公開方法について

(目的)

第1条 紀の川流域委員会規約第5条に基づき、紀の川流域委員会（以下「委員会」という）の情報公開に関し必要な事項を定める。

(委員会の開催)

第2条 委員会開催の案内は、近畿地方整備局及び流域内出先機関（以下、「和歌山工事事務所等」という。）のホームページや報道機関を通じて行う。

2. 委員会の開催日時及び開催場所についても可能な限り多くの関係住民が傍聴できるよう配慮する。

(委員会の傍聴)

第3条 委員会の傍聴は、制限を設けないものとする。

2. 当初の段階では、当日会場の先着順とし、傍聴希望者が多数の場合は、その人数に応じて以降の委員会の会場を決定することや事前申し込みについても検討する等、可能な限り配慮する。

(会議内容の公表)

第4条 委員会資料及び議事録はプライバシー保護に留意しつつ公開するものとし、和歌山工事事務所等のホームページに掲載する。

2. 会議内容をとりまとめたニュースレターを和歌山工事事務所等、和歌山県庁、奈良県庁ならびに流域市町村で配布出来るように設置する。

(記者会見)

第5条 委員会終了後には記者会見を行う。

2. 一般傍聴者も傍聴できるものとする。

付則

(施行期間)

この情報公開方法は、平成13年6月7日から施行する。

紀の川流域委員会の規約第3条に基づく運営細則について

(目的)

第1条 紀の川流域委員会規約第3条に基づき、紀の川流域委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定める。

(審議の進め方)

第2条 委員会の審議の進め方は委員会で決定する。

(とりまとめ及び公表)

第3条 審議結果のとりまとめや会議内容の公表は委員会が行う。

(河川管理者の意見)

第4条 近畿地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

(意見の聴取)

第5条 審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要が生じた場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。

2. 審議の終了後に、次回の審議の参考にするため傍聴者の意見を聴取する。

(委員会への一般からの意見や資料)

第6条 委員会の内容等に関する一般からの意見や資料は、郵送、FAX、電子メールにより文書で受け付け、受け付けた意見や資料の取り扱いについては委員長が判断する。

付則

(施行期間)

この運営細則は、平成13年6月7日から施行する。